

【諮問第1号】

(株) SMCとの環境保全協定 一部改訂

1 経緯

平成3年1月に(株) SMCと公害防止協定を締結。その後、地球温暖化対策や緑化、廃棄物対策などの内容を拡充し、平成15年4月に環境保全協定を締結。

今年度、第5工場が本格稼働したことに伴い、環境保全協定の改定を行うこととする。

2 改訂内容

環境保全協定の内容には変更がないため、別紙のみ、第5工場の内容を追加する。
別紙内、別表及び様式の変更内容は次のとおり。

	別表	様式	変更内容
水質	別表1	様式1	第5工場の排水は、第2工場同じ排水柵を使用するため、水質基準を第2工場と同一とする。
騒音	別表2	様式2	同一敷地である釜石工場・第2工場と同一の基準とする。 新しい測定地点Jを、第5工場道路側に設ける。
振動	別表3	様式3	同一敷地である釜石工場・第2工場と同一の基準とする。 第2工場西側にあった測定地点7・8を廃止し、 第5工場の道路側に地点7を設ける。
悪臭	別表4	様式4	測定地点4を第2工場西側から第5工場西側に変更する。

3 改訂日

令和5年8月1日付とする。